

平成30年7月19日

# まちづくり委員会資料

日光台団地内の道路について

建設緑政局

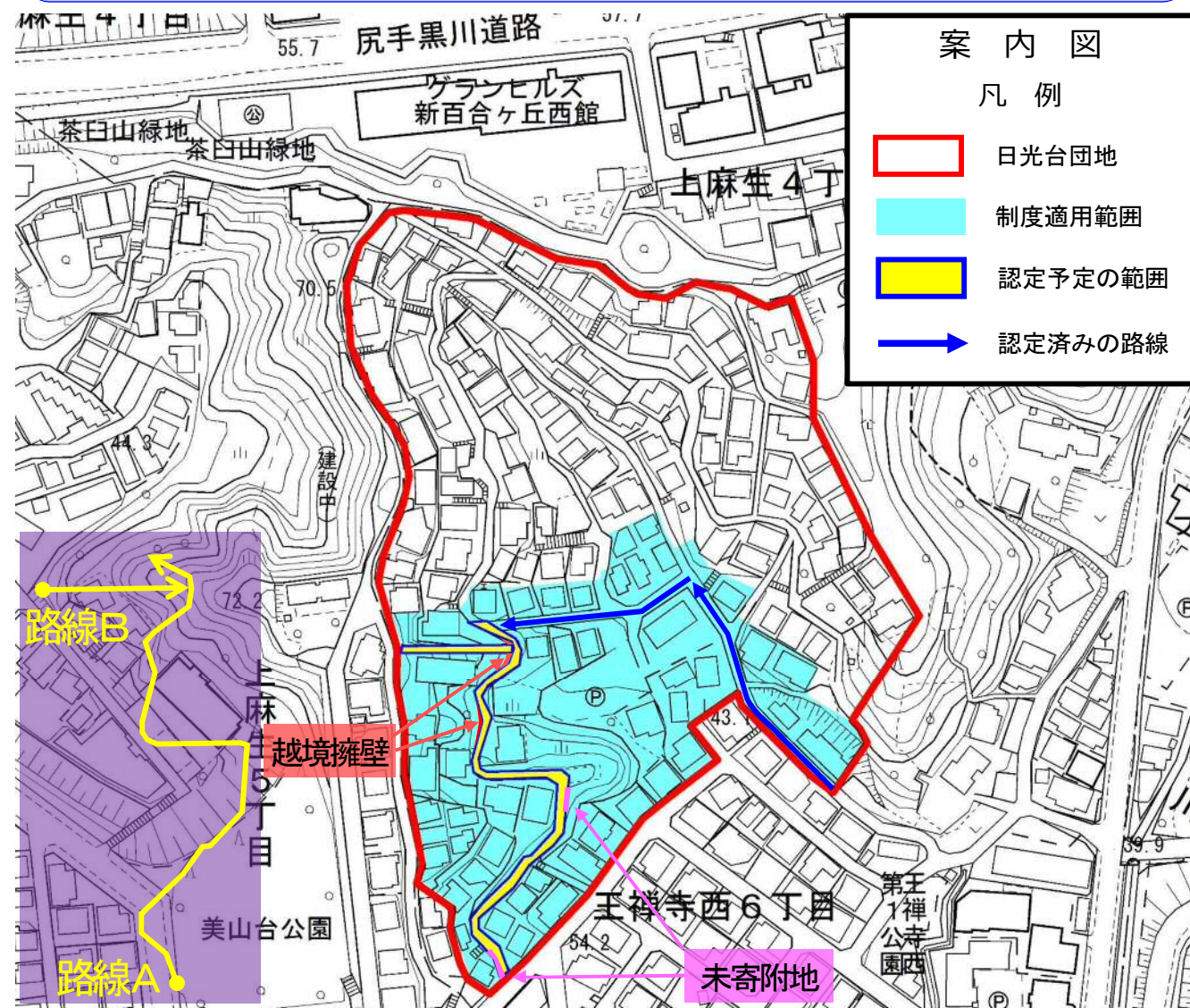
# 日光台団地内の道路について

## 1 これまでの経過

- 麻生区王禅寺西6丁目地内の「日光台団地」は、昭和30年代に造成された公団の混乱した団地であり、平成9年度に、団地内の一部について、測量助成制度を適用し公団の混乱を解消した。
- 一部地権者から測量助成制度適用の同意が得られないことや、民地擁壁等の道路への越境等の課題があったため、地元自治会が未寄附地権者からの同意を得ること、越境等を解消することを条件に、未寄附地権者以外から道路敷地の寄附を受け、条件が整った際に、路線認定及び道路整備を行うこととした。  
(関係地権者25名、うち未寄附地権者3名)
- 以降、地元自治会と市が協力して、未寄附地権者との交渉を実施してまいりましたが、未寄附地権者から同意が得られない状況が継続し、当該道路の老朽化が進んだことから、平成29年に、地元自治会から道路整備の要望を受ける。
- 平成30年6月に、未寄附地権者の1名から寄附を受ける。

### 測量助成制度を適用した公道移管（道路寄附）

「(旧)住宅地造成事業に関する法律(昭和39年制定)」が施行される以前に住宅建設事業により造成された団地においては、公団混乱により境界が不明確であり、また団地内の道路(私道)は幅員等が現在の道路認定基準に適合していないことが多く、住民の力だけで私道を公道に移管することが困難であるため、同団地内に存する私道を市道認定する場合は、幅員を4m以上とする基準の適用外とすることができることとなっており(「私道を市道に認定する基準」第3条第5号)、また測量助成制度により公団混乱解消のための必要な測量費用等を市が助成し、寄附による公道移管を支援している。  
(測量助成制度の対象団地30団地のうち15団地が制度適用完了)



## 2 現状と課題

### 当該道路の現状

- ① 道路法適用対象外の道路であることから、十分な維持管理ができず、経年とともに損傷が大きくなっており、また、道路排水施設が完全に整備されていないことから、降雨時に水たまりが発生するなどの問題が発生しているため、歩行や車両の通行の支障となっている。
- ② 未舗装(砂利道)の部分があるため、車いすの通行やストレッチャーでの搬送などの支障となっている。
- ③ 沿道住民の高齢化に伴い、当該道路の整備を望む声が強くなっている。

### 道路整備を行う上での課題

- ① 当該道路は道路敷地として寄附を受けていない箇所や、民地擁壁等が越境している箇所があるため、4mの有効幅員を確保できない。
- ② 整備範囲が広く、現地の地形から擁壁の設置を伴うため、段階的に整備を行う必要がある。

## 3 方針

- 寄附を受けた敷地の現況道路部分について、道路法上の道路とする路線認定の手続きを行った上で、路面の舗装及び排水施設の工事を行い、地域住民等の安全を確保し、利便性の向上を図る。
- 未寄附地権者からの寄附受納や越境の解消に向けて、引き続き交渉を行っていく。

## 4 今年度の予定

- 平成30年第3回市議会定例会に、道路法第8条に基づく路線認定の議案を提出予定
- 沿道住民に路面の舗装等を行うことを説明するとともに、道路敷地の寄附の同意を得られるように、地元自治会と協力し、未寄附地権者との交渉を継続

### ○認定予定の路線

	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (㎡)
路線A	1.62~4.00	173.94	526.66
路線B	2.00	37.29	74.58

## 5 今後のスケジュール (予定)

- 平成30年度 路線認定
- 平成31年度 路面舗装及び排水施設の工事に係る測量・設計
- 平成32年度 路面舗装等の工事着手

# 私道を市道に認定する基準

## (目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、現に存する私道を市道として認定するために必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法に定める一般国道、県道及び市道をいう。
- (2) 私道 前各号以外の道路で、家屋が連たんし、地域の生活道路又は通学路として一般交通の利用に供し、かつ、流末排水経路が確保されている道路をいう。

## (適用範囲)

第3条 市道として認定する道路は、公道と公道を接続する幅員4メートル以上の私道とする。ただし、市長が特に必要と認めたもので、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 公道と公道を接続し、現に存する幅員2.7メートル以上の私道。
- (2) 公道と公共施設を接続し、現に存する幅員4メートル以上の私道。
- (3) 公道に一端が接続し、現に存する幅員4メートル以上、延長20メートル以上の私道。
- (4) 開発事業等に伴い築造され、公道に一端が接続し、幅員4メートル以上、延長20メートル以上で、土地所有者による分筆及び道路台帳図が作成済みの私道。
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、「旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）」の施行以前に造成された団地内に現に存する私道。

## (私道の構造)

第4条 前条に規定する私道の構造は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

ただし、市長が事情やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 私道の形状は、階段状でないこと。
- (2) 私道の縦断こう配は、12パーセント以下であること。
- (3) 私道の交差箇所には、隅切りがあること。
- (4) 私道には側溝が設置されていること。

## (敷地の所有権移転)

第5条 第3条に規定する私道は、無償寄附とする。

2 土地所有者は、私道と民有地との境界を明示するとともに、速やかに所有権の移転ができる状態にすること。

## (申請)

第6条 市道の認定を受けようとする者は、道路敷地寄附申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

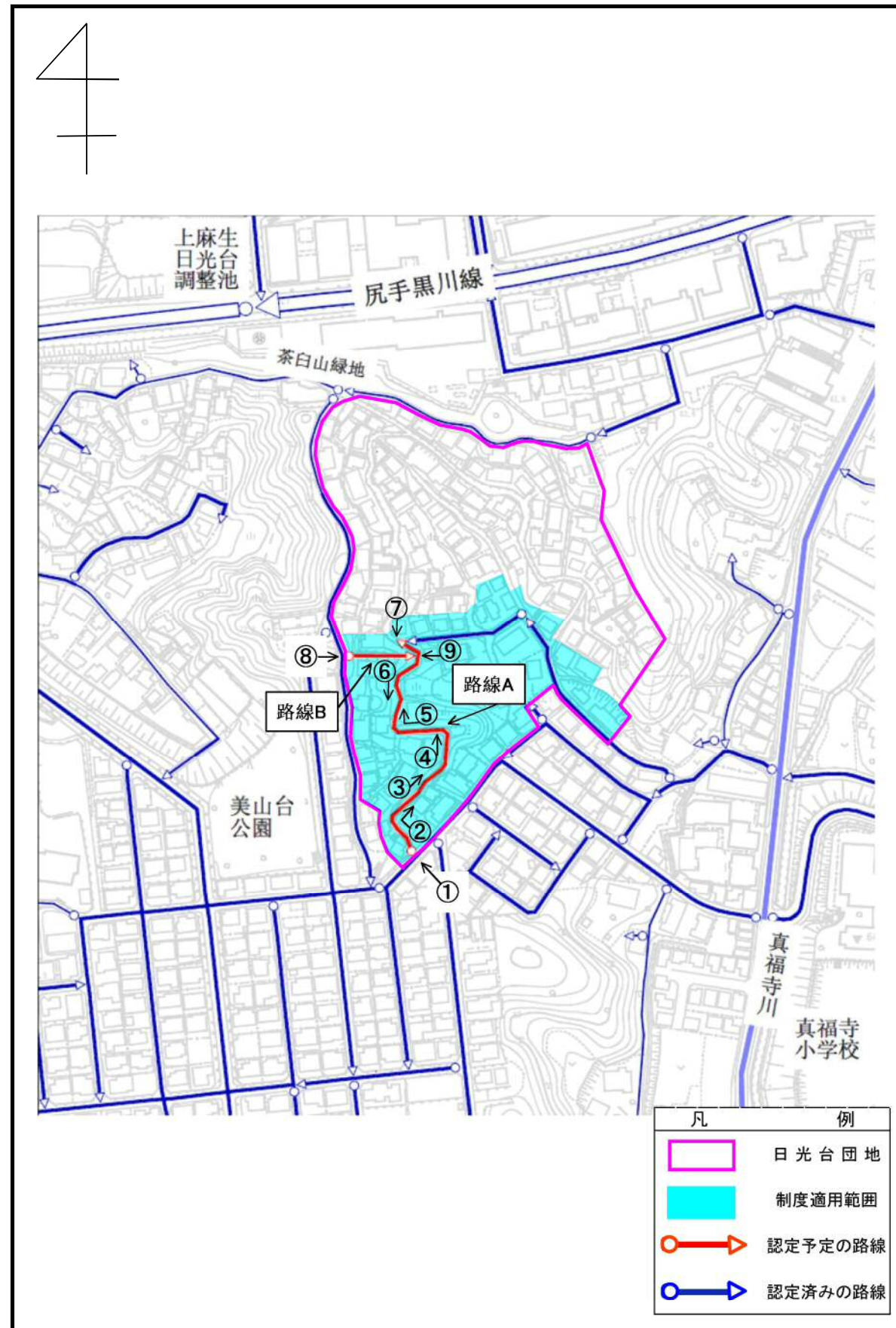
## (審査)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、当該道路敷地受納の適否を審査するものとする。

## (通知)

第8条 市長は、前条の審査の結果を申請人に通知するものとする。

路線図 (麻生区王禅寺西6丁目地内)



① 起点(路線A)



② 中間点(路線A)



③ 中間点(路線A)



⑤ 中間点(路線A)



④ 中間点(路線A)



未寄附地

⑥ 中間点(路線A)



越境擁壁

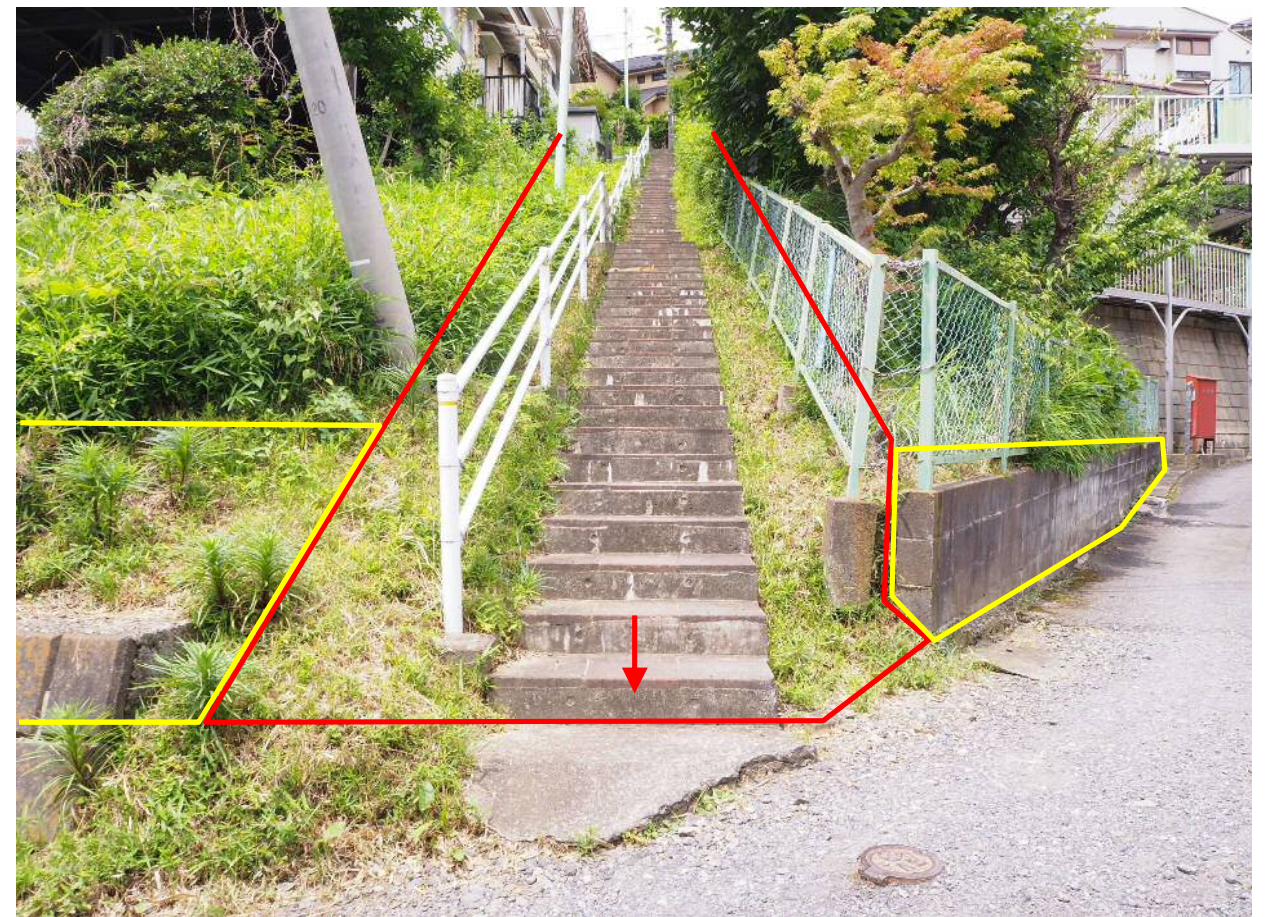
⑦ 終点(路線A)



⑧ 起点(路線B)



⑨ 終点(路線B)



越境擁壁